三　麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和二十八年厚生省令第十四号）第四十三号様式（一）

四　あへん法施行規則（昭和二十九年厚生省令第二十六号）第二十号様式

（消費生活協同組合法施行規則の一部改正）

第三条　消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省、法務庁令第一号）別紙様式第二中「年　月　日交付（１年有効）」を「年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改める。

（と畜場法施行規則の一部改正）

第四条　と畜場法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十四号）様式第二号中「（１年間有効）」を削り、「令和　年　月　日発行」を「　年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改める。

（安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）第四号様式中「年　月　日発行（一年間有効）」を「年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改める。

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則（昭和三十二年厚生省令第三十七号）様式第二中「令和　年　月　日発行（発行日から１年間有効）」を「　年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改める。

（児童扶養手当法施行規則等の一部改正）

第七条　次に掲げる省令の規定中「令和　年　月　日　交付」を「　年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改め、「２　この調査員証は、交付の日から１年間有効とする。」を削り、「３　この調査員証は」を「２　この調査員証は」に改める。

一　児童扶養手当法施行規則（昭和三十六年厚生省令第五十一号）様式第十六号

二　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和三十九年厚生省令第三十八号）様式第十七号

三　障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和五十年厚生省令第三十四号）様式第八号

（環境衛生監視員証を定める省令の一部改正）

第八条　環境衛生監視員証を定める省令（昭和五十二年厚生省令第一号）別記様式中「令和　年　月　日発行（３年間有効）」を「　年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改める。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部改正）

第九条　食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成二年厚生省令第四十号）様式第一号、様式第十二号及び様式第十三号中「年　月　日発行」を「年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改める。

（健康増進法施行規則及び健康増進法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　次に掲げる省令の規定中「令和　年　月　日　発行（使用期間一年）」を「　年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改める。

一　健康増進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第八十六号）別記様式第二号及び別記様式第三号

二　健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十一年厚生労働省令第十七号）附則様式第二号及び附則様式第三号

（厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第十一条　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）第七号様式中「年　月　日（有効期間３カ年）」を「年　月　日交付（　年　月　日限り有効）」に改める。

（経過措置）

第十二条　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

２　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。